

公益財団法人三重県国際交流財団(MIEF)への後援申込に関する要領

(対象団体)

第1条 後援の申込ができる団体は、次のとおりです。

- (1) 国、地方公共団体またはその関係機関
- (2) 国際交流団体（多文化共生・国際協力の取組を行う団体含む）
- (3) その他国際交流を目的とする公共的団体や実行委員会
- (4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で特に適当と認められる活動を行っているもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、後援等名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 主催者又は関係者が別表1に掲げる場合
- (2) 主催者又は関係者に対する相当の訴訟が提起され、又は被害者団体が結成されている場合
- (3) 主催者が宗教法人である場合

(対象事業)

第2条 後援の対象となる事業は、次の項目全てに該当する事業とします。

- (1) 三重県の多文化共生社会づくり、国際交流または国際協力の推進に資すること
- (2) 三重県内で実施する事業であること
- (3) 主催者が責任をもって事業を実施する体制をとっていること

(対象外事業)

第3条 次の項目のいずれかに該当する事業は後援の対象外とします。

- (1) 営利目的または営利につながる事業
- (2) 宗教・政治活動を目的とする、または、それに利用される恐れのある事業
- (3) 特定の思想・信条の普及を目的とする、または、それに利用される恐れのある事業
- (4) その他、MIEFが後援を不適當と認めた事業

(後援の取消)

第4条 後援承諾後に、後援を行うことが不適當と認められる事態が発生した場合、後援を取り消すことがあります。この場合、後援申込者に損害が発生してもMIEFは責任を負いません。

(後援の申込)

第5条 後援の申し込みは、後援申込書（様式1）及び申込書記載の添付書類を付して行ってください。

(後援の承諾)

第6条 後援の承諾は、後援承諾書（様式2）の交付により行います。

(事業実施報告)

第7条 事業実施後30日以内に事業実施報告書（様式3）により事業実施報告を行ってください。

附 則

この要領は、平成3年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

別表1 第1条関係

- 1 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等と認められる場合
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
- 3 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係法人等に資金等の供給、資材等の購入、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- 4 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。）
- 5 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される場合には、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。